

福島町

福島町いじめ防止基本方針

福島町いじめの防止等に関する条例第 10 条

平成 29 年 10 月 1 日 決定

目次

はじめに	2
第1 いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項	3
1 いじめ防止等に関する基本的な考え方	3
（1）基本理念【条例第3条】	3
（2）いじめの理解	3
2 町の責務	5
（1）町の責務【条例第5条】	5
3 学校と保護者（家庭）の責務・地域の役割	6
（1）学校、教職員の責務【条例第6条】	6
（2）保護者の責務【条例第7条】	7
（3）町民、事業者の役割【条例第8条】	7
第2 いじめ防止等のための対策の内容に関する事項	8
1 町における基本方針の策定と組織の設置	8
（1）いじめ防止基本方針の策定【第10条】	8
（2）福島町いじめ問題対策連絡協議会【条例第24条】	8
（3）福島町いじめ防止等対策推進委員会の設置【条例第25条】	9
2 町が実施すべき施策	9
（1）いじめ防止【条例第12条】	9
（2）いじめの早期発見【条例第13条】	9
（3）インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進【条例第15条】	10
（4）啓発活動【条例第16条】	10
（5）いじめに対する措置【条例第18条、条例第19条】	10
（6）学校評価等における留意事項【第14条】	10
3 学校が実施すべき施策	11
（1）学校いじめ防止基本方針の策定【法第13条・条例第11条】	11
（2）いじめ防止等の対策のための組織【法第22条・条例第17条】	11
（3）いじめ防止等に関する措置	12
4 重大事態への対処	13
（1）学校等における対処	13
第3 その他いじめの防止等のための対策に関する法律等	15
1 いじめ防止対策推進法	16
2 福島町いじめ防止等に関する条例	17

福島町いじめ防止基本方針（案）

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を侵害し、心身の健全な成長、人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、生命又は身体に重大な影響を生じさせるおそれがあるものであることから、決して許されるものではありません。いじめは全ての児童等に関する問題であり、いじめの芽ほどの児童等にも生じ得るということを十分に認識する必要があります。

町においては、平成29年10月1日に「福島町いじめ防止等に関する条例」（以下「条例」という。）を施行しています。「福島町いじめ防止基本方針」は、いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）第12条・条例第10条の規定に基づき、国や道の「いじめ防止等のための基本的な方針」（以下「国等の基本方針」という。）を参酌し、福島町におけるいじめ防止等の対策の基本的な方向や具体的な内容を示すために策定するものです。

以下の「福島町いじめ防止基本方針」に示すいじめ防止等の対策は、いじめを受けた児童等の生命や心身を保護することが最も重要であることを認識しつつ、学校・家庭・地域住民・行政その他関係者の相互の連携協力の下、社会全体でいじめ問題を克服することを目指して行うものです。

第1 いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめ防止等に関する基本的な考え方

全ての児童等が自分は必要とされる存在であると感じ、互いの違いを認め合い、支え合うことができるような取組を進めることで、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにします。

(1) 基本理念【条例第3条】

「いじめの芽はどの児童等にも生じ得るという緊張感を持ち、「学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすること」・「全ての児童等がいじめを行わないよう、いじめの問題に関する児童等の理解を深めること」・「いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護するため、社会全体でいじめを克服すること」などを規定しています。

【留意点】

ア いじめを受けた児童等にも、何らかの原因がある・責任があるという考え方はあってはなりません。また、発生したいじめに対しては、関係者相互の連携の下、早期に解消します。

(2) いじめの理解

① いじめの定義【条例第2条】

いじめの定義として、「児童等に対して、一定の人的関係¹にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」と規定しています。

【留意点】

ア いじめを受けた児童等の中には、「いじめを受けたことを認めたくない」・「保護者に心配をかけたくない」などの理由で、いじめの事実を否定することが考えられることから、いじめに当たるか否かの判断は表面的・形式的に行うのではなく、いじめを受けた児童等や周辺の状況等を踏まえ、客観的に判断し、対応します。

イ インターネットを通じたいじめなど、本人が気付いていない中で誹謗中傷が行われ、当該児童等が心身の苦痛を感じるに至っていない場合も、いじめと同様に対応します。

¹ 「一定の人的関係」とは、学校・学級や部活動、塾やスポーツ少年団など、学校や市町村の内外を問わず、当該児童等と何らかの関係がある児童等を指します。

ウ 児童等の善意に基づく行為であっても、意図せずに相手側の児童等に心身の苦痛を感じさせてしまい、いじめにつながる場合もあることを踏まえ、対応します。

エ 障がいのある児童等については、その特性から、いじめを受けている可能性があるという認識や相手が嫌がっているという認識が弱い場合があることを踏まえ、対応します。

② いじめの内容

具体的ないじめの態様としては、次のようなものがあります。

【留意点】

- ア 冷やかしかからかい・悪口や脅し文句・嫌なことを言われる
- イ 仲間はずれ・集団による無視をされる
- ウ 軽くぶつかられたり・遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- エ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- オ 金品をたかられる
- カ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- キ 嫌なことや恥ずかしいこと・危険なことをされたり、させられたりする
- ク パソコンや携帯電話等で誹謗中傷や嫌なことをされる 等

いじめの中には、犯罪行為²として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することや、児童等の生命・身体・財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれます。

これらについては、教育的な配慮や被害児童等の意向を十分に配慮した上で、早期に警察に相談・通報して対応する必要があります。また、嫌がらせなどの「暴力を伴わない“いじめ”」であっても、繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴う“いじめ”」と同様、生命・身体に重大な危険を生じさせる場合があることに留意する必要があります。

③ いじめの要因

【留意点】

ア いじめは、児童等同士の複雑な人間関係や心の問題から起こるものであり、いじめの芽はどの児童等にも生じ得ます。

2 「犯罪行為」となった過去の事例としては、次のようなものがあります。

- 傷害（刑法204条） 顔を殴打し、あごの骨を折るケガを負わせる。
- 暴行（刑法208条） 同級生の腹を繰り返し殴ったり蹴ったりする。
- 窃盗（刑法235条） 教科書等の所持品を盗む。
- 恐喝（刑法249条） 断れば危害を加えると脅し、現金等を巻き上げる。

イ いじめは、単に児童等だけの問題ではなく、パワーハラスメント・セクシュアルハラスメント・他人の弱みを笑いものにしたり・異質な他者を差別したりするといった大人の振る舞いを反映した問題でもあり、家庭環境や対人関係など、多様な背景から、様々な場面で起こり得ます。

ウ いじめは、加害と被害という二者関係だけでなく、はやしたてたり面白がったりする「観衆」の存在や周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在・学級や部活動等の所属集団の閉鎖性等の問題により、いじめは行われ、潜在化したり深刻化したりもします。

エ いじめを行う背景には、「イライラ感や無気力感を伴うストレス」・「友人等との嫌なできごとなどのストレスをもたらす要因」・「競争的な価値観」などが存在していることが明らかとなっています。

そのため、一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりや、児童等の人間関係をしっかりと把握し、全ての児童等が活躍できる集団づくりが十分でなければ、学習や人間関係での問題が過度なストレスとなり、いじめが起こり得ます。

オ いじめは、児童等の人権に関わる重大な問題であり、大人も児童等も、一人一人が「いじめは絶対に許されない」・「いじめは卑怯な方法である」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を十分自覚しなければ、いじめから児童等を守り通すことは困難です。そのため、児童等の発達に段階に応じた「男女平等」・「子ども」・「高齢者」・「障がいのある人」などの人権に関する意識や正しい理解・自他を尊重する態度の育成・自己有用感・自己肯定感の育成を図る取組が十分でなければ、互いの違いを認め合い・支え合うことができず、いじめが起こり得ます。

2 町の責務

町の状況に応じたいじめ防止等のための対策を進めるために、学校等との緊密な連携の下、町全体で取組を進めます。

(1) 町の責務【条例第5条】

全ての児童等が、安心して通うことができるいじめのない学校づくりを進めるため、法・条例を踏まえ、次の取組を進めます。

【留意点】

ア 学校に対して、学校の取組を広く情報提供する開かれた学校づくりの推進・地域の教育資源等を活用しながら取組む特色ある学校づくりの推進・教育に直接携わる教職員の資質能力の向上に向けた取組などを通じて、信頼される学校づくりを進めるよう指導します。

イ 学校に対して、「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）の改善充実に向けて、次の取組を行うよう指導します。

- ・基本方針の学校ホームページなどでの公開
- ・在籍する児童等やその保護者からの意見の聴取
- ・学校評価を活用した基本方針の見直し

3 学校と保護者（家庭）の責務・地域の役割

いじめ防止等のための対策を進めるため、学校だけでなく、保護者、地域住民、町その他の関係者相互の連携協力の下、社会全体で進めます。

（１）学校、教職員の責務【条例第 6 条】

【留意点】

- ア 学校は、教育活動全体を通じ、「いじめをしない」・「いじめをさせない」・「いじめを許さない」集団づくりに努め、児童等が自他の意見に相違があっても、互いに認め合いながら課題を克服していく力や、相手への影響を考えながら円滑にコミュニケーションを図っていこうとする力を育てます。
- イ 学校は、児童等が安心して通い、学習や生活ができる場であることが求められることから、単にいじめをなくす取組にとどまらず、規律正しい態度で主体的に参加し、活躍できる授業づくりや集団づくりを進めます。
- ウ 学校は、いじめ問題の根本的な克服のため、全ての児童等に、心の通う人間関係を構築できる社会性・規範意識や自他の生命を尊重する心などを育てるとともに、将来の夢やそれに挑戦する意欲を持たせ、いじめを生まない環境を醸成します。
- エ 学校は、いじめを認知した場合、家庭や関係機関と連携して、直ちにいじめを受けた児童等やいじめを知らせてきた児童等の安全を確保し、いじめたとされる児童等に対して事情を確認した上で組織的に対応します。
- オ 学校は、保護者、地域住民その他の関係者といじめ問題について協議する機会を設け、認識を共有して、より多くの大人が、児童等の悩みや相談を受け止めることができるよう連携した取組を進めます。
- カ 教職員は、児童等一人一人の個性について理解を深め、信頼関係を築き、ささいな変化・兆候であっても、いじめとの関連を常に考慮して、早い段階から関わりを持ち、いじめを看過したり軽視したりすることなく、いじめの認知に努めます。
- キ 教職員は、児童等に直接指導する立場にあることから、いじめにつながるような言動は厳に慎みます。
- ク 教職員は、生徒指導に関する研修会等に積極的・計画的に参加し、研修の

成果を共有するなどして、いじめ問題に適切に対応できる力を身に付けます。
ケ 教職員は、いじめを行った児童等によるいじめを受けた児童等に対する謝罪のみで解決したとするのではなく、双方の当事者や周りの者が好ましい集団活動を取り戻すよう、継続した取組を進めます。

(2) 保護者の責務【条例第7条】

家庭は、児童等にとって温かい愛情に包まれた場として、心のよりどころであるとともに、児童等の教育に関し第一義的な責任を有していることから、法・条例を踏まえ、次の取組を進めることが望まれます。

【留意点】

- ア 保護する児童等に、家庭や地域社会の中で自分の果たすべき役割があること・自分を認めてくれる人がいることを実感させ、自尊感情を育むよう努めます。
- イ 保護する児童等の発達の段階に応じて、基本的な生活習慣や社会生活上のルール・マナーを身に付けさせます。
- ウ 保護する児童等の生活の様子に変化・不安を感じる兆候があった場合には、寄り添い悩みや不安を共感的に理解するとともに、学校をはじめ関係機関等に相談して支援を受けながらその解消に努めます。
- エ いじめ問題への対応に当たって、いじめを受けた又はいじめを行った児童等の保護者・学校と連携し、適切な方法により、問題の解決に努めます。
- オ 保護する児童等がいじめを行った場合には、自らの行為を深く反省するよう厳しく指導するとともに、児童等が同じ過ちを繰り返すことがないように、児童等を見守り支えます。

(3) 町民、事業者の役割【条例第8条】

町民・事業者3においては、条例を踏まえ、次の取組を進めることが望まれます。

【留意点】

- ア 日頃から、児童等が様々な機会を通じて学校外の人間関係を形成し、自分の役割や存在を感じることができるよう、学校外で活動できる場所や機会を既存の組織を活用するなどして提供します。
- イ 児童等の健やかな成長・発達のため、地域全体で児童等を守り育てていこうとする大人たちの協力を得て、異世代間の交流や社会体験活動、文化・スポーツ活動に取り組むことができる地域の体制を整えます。

3 「事業者」とは、町内で事業活動を行う個人、法人、団体のことをいいます。ここでは、児童等の学校外における活動や場面等を想定し、例えば、学習塾や習い事、スポーツ団体、コンビニエンスストアなど児童等が関わる事業者の方に、いじめの未然防止、早期発見への協力を期待しています。

- ウ 地域の学校と連携を図り、児童等の状況や問題に適切に対応する方法について共通理解を深めます。
- エ 児童等がいじめを受けている・いじめを行っているとの疑いを感じた場合には、当該児童等の在籍する学校・保護者等に連絡や通報するなどして、児童等の抱える問題の解消に努めます。
- オ 中学校・高等学校を卒業した後など、学校に在籍していない青少年がいじめに関わっている場合は、関係機関等と連携していじめ問題の解決に努めます。
- カ 就学前の幼児等に対して、発達の段階に応じ、友人と一緒に遊ぶこと・ルールを守って遊ぶことの楽しさなどが感じられる環境づくりに努めます。

第2 いじめ防止等のための対策に関する事項

1 町における基本方針の策定と組織の設置

学校におけるいじめ防止等のための対策を効果的に進めるため、基本方針の策定と組織の設置に向けた取組を進めます。

(1) いじめ防止基本方針の策定【条例第10条】

法の主旨を踏まえ、福島町におけるいじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、条例において「福島町いじめ防止基本方針」（以下「町の基本方針」という。）を策定することを定めています。

【留意点】

- ア 学校・家庭・地域住民その他関係者間の連携により、いじめ問題への対策を社会総がかりで進め、いじめ防止等のための対策をより実効的なものにするため、町や学校における基本方針の策定・組織の設置・いじめ問題への組織的な対応・重大事態への対処等に関する具体的な運用を明らかにした「町の基本方針」を定めます。
- イ 「町の基本方針」について、国の基本方針の見直しがあった場合を含め、いじめ問題に係る各種調査結果・「福島町いじめ防止等対策推進委員会」の協議を踏まえ、必要に応じて、見直しを行います。

(2) 福島町いじめ問題対策連絡協議会【条例第24条】

法の趣旨を踏まえ、条例において、「福島町いじめ問題対策連絡協議会」を設置します。「福島町いじめ問題対策連絡協議会」は、次の機関・団体の参画により組織します。

- 福島町総務課長・福祉課長
- 福島町教育委員会教育長・事務局長
- 福島町PTA連合会長
- 福島町社会福祉協議会事務局長
- 北海道警察職員
- 福島町学校校長会会長 以上8人以内

(3) 福島町いじめ防止等対策推進委員会の設置【条例第 25 条】

法の趣旨を踏まえ、条例において教育委員会の附属機関として「福島町いじめ防止等対策推進委員会」を設置します。「いじめ防止対策推進委員会」は、次の委員により組織します。

- 福島町福祉課保健師
- 福島町教育委員会事務局次長
- 福島町PTA連合会副会長
- 福島町人権擁護委員
- 福島町教頭会会長 以上5人以内

2 町が実施すべき施策

学校におけるいじめを防止するため、いじめ防止等に資する教育活動等を推進します。

(1) いじめ防止【条例第 12 条】

いじめが生まれにくい環境をつくるため、全ての児童等が自分を必要とされる存在であると感じ・互いの違いを認め合い・支え合うことができるような取組等、いじめの未然防止に向けた予防的な生徒指導を推進します。

① 取組内容

【留意点】

- ア 児童等の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力を養うことが、いじめ防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等を充実させます。
- ・学校の児童等が自主的に行う学級会や児童会・生徒会活動等において、児童等自らがいじめ防止に取り組む活動に対する支援を行います。
 - ・学校の児童等や保護者、教職員に対して、いじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発・研修を行います。

(2) いじめの早期発見【条例第 13 条】

いじめの早期発見、早期解消を図るため、定期的な調査や面談等を行います。

① 取組内容

【留意点】

教育委員会・学校は、児童等に対する調査を定期的に行います。

(3) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進【条例第 15 条】

インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処することができるよう、情報モラル教育の充実と啓発活動等を行います。

① 取組内容

【留意点】

ア プライバシーの保護・セキュリティの必要性の理解・情報の受発信におけるエチケットの遵守など、情報化社会の中で適正に行動するための基となる考え方や態度を育成する「情報モラル教育」や、情報を活用して自己の生き方や社会を豊かにするための基礎・基本となる情報活用の実践力等の育成に関する教育を推進します。

(4) 啓発活動【条例第 16 条】

いじめの実態やその傾向、いじめが児童等の心身に及ぼす影響等について、広報・啓発活動を行います。

(5) いじめに対する措置【条例第 18 条、条例第 19 条】

いじめの事実があると思われるときは、学校への通報などの措置や必要な支援を行います。

ア 取組内容

- ① 学校からいじめの事実があると思われるとの報告を受けたときは、当該学校に対して必要な措置を講ずることを指示するとともに、支援を行います。
また、必要に応じて、自ら調査を実施します。

(6) 学校評価等における留意事項【第 14 条】

いじめ防止等の取組に係る評価が適切に行われるよう、必要な措置を講じます。

ア 取組内容

【留意点】

- ① 学校評価において、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、いじめの事実が隠蔽されず・いじめの実態の把握・いじめに対する措置が適切に行われるよう、適切な評価項目の設定について指導します。
- ② 学校におけるいじめ防止等のための取組について、当該学校の学校評価の結果を踏まえた改善に取り組むよう指導します。

3 学校が実施すべき施策

いじめ防止基本方針を参酌し、全ての児童等が自分を必要とされる存在であると感じ、互いの違いを認め合い・支え合い・安心して学習やその他の活動ができる学校づくりの取組等、いじめの未然防止に向けた予防的な生徒指導を推進します。

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定【法第13条・条例第11条】

ア 取組内容

【留意点】

「いじめ防止基本方針」を参酌し、次の事項に留意して策定します。

- ① 「学校いじめ防止基本方針」の内容に次のことを盛り込みます。
 - ・いじめ防止等の取組を体系的・計画的に行うための包括的な方針
 - ・いじめ防止等のための取組、早期発見・早期解消・生徒指導体制・教育相談体制・校内研修等の内容
 - ・いじめ防止等の具体的な指導プログラム
 - ・いじめの早期発見やいじめへの対処に係る具体的な取組方法・計画
 - ・いじめへの対応に係る教職員の資質能力の向上に向けた校内研修の実施計画
- ② 策定した「学校いじめ防止基本方針」を学校のホームページなどで公開します。

(2) いじめ防止等の対策のための組織【法第22条・条例第17条】

ア 取組内容

法第22条の規定により義務付けられている「学校におけるいじめ防止等の対策のための組織」（以下「いじめ対策委員会」という。）について、次の事項に留意して設置します。

【留意点】

- ① 次のことを踏まえ、「いじめ対策委員会」を構成します。
 - ・管理職、生徒指導担当教員、学年主任、養護教諭、学級担任や部活動指導及び心理、福祉に関わる教職員等で組織します。
 - ・個々のいじめの防止・早期発見・対処に当たって、関係の深い教職員を追加することができる柔軟な組織とします。
- ② 次のことを踏まえ、「いじめ対策委員会」の体制を整備します。
 - ・いじめが疑われるささいな兆候や懸念、児童等からの訴えなどを教職員が抱え込むことなく、報告・相談できる体制とします。
 - ・当該組織に集められた情報は個別の児童等ごとに記録するなど、複数の教職員が個別に認知した情報を集約し共有できる体制とします。
 - ・迅速に対応できるよう会議の在り方を機動的に運用できる体制
- ③ 「いじめ対策委員会」の役割に次のことを位置付けます。
 - ・学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実施・検証・改善の中核としての役割を担います。
 - ・いじめの相談・通報の窓口としての役割
 - ・いじめの疑いに関する情報や児童等の問題行動などに係る情報の収集と記

録・共有を図る役割を担います。

- ・いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童等への事実関係の聴取・指導や支援の体制・対応方針の決定・保護者との連携対応等の中核としての役割を担います。

(3) いじめ防止等に関する措置

ア いじめの防止【条例第12条】

全ての児童等を対象に、学校全体でいじめに向かわせないための未然防止に取り組めます。

【留意点】

- ① 教職員の不適切な認識や言動が、児童等を傷つけたり、他の児童等によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払います。
- ② 児童等の心の通じ合うコミュニケーション能力を育むとともに、児童等が規律正しい態度で主体的に参加・活躍できる授業づくりや集団づくりを進めます。
- ③ 児童等の人間関係を形成する力の育成を図る取組を推進します。

イ いじめの早期発見【条例第13条】

【留意点】

- ① いじめは大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多いことを認識し、ささいな兆候であっても、いじめとの関連を常に考慮して、早い段階から複数の教職員で的確に関わりを持ち、いじめを隠蔽・看過・軽視することなく、いじめを積極的に認知します。
- ② 日頃から児童等との触れ合いや、児童等と教職員との信頼関係の構築に努め、児童等への定期的なアンケート調査や教育相談の実施により、児童等がいじめを訴えやすい環境を整え、いじめの実態把握に取り組めます。

ウ その他【条例第14条・第15条・第20条】

【留意点】

- ① プライバシー保護や、セキュリティの必要性の理解・情報の受発信におけるエチケットの遵守など、情報化社会の中で適正に行動するための基となる考え方や態度を育成する「情報モラル教育」や、情報を活用して自己の生き方や社会を豊かにするための基礎・基本となる情報活用の実践力の育成に関する教育を推進するとともに、インターネットを通じて行われるいじめに関する事案に迅速かつ的確に対処する体制を整備します。
- ② いじめの問題に関する学校評価を実施する際、児童等や地域の状況を踏まえた目標を設定し、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価して、評価結果を踏まえた改善に取り組めます。その際、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、迅速かつ適切な対応や組織的な取組等が評価されるよう留意します。

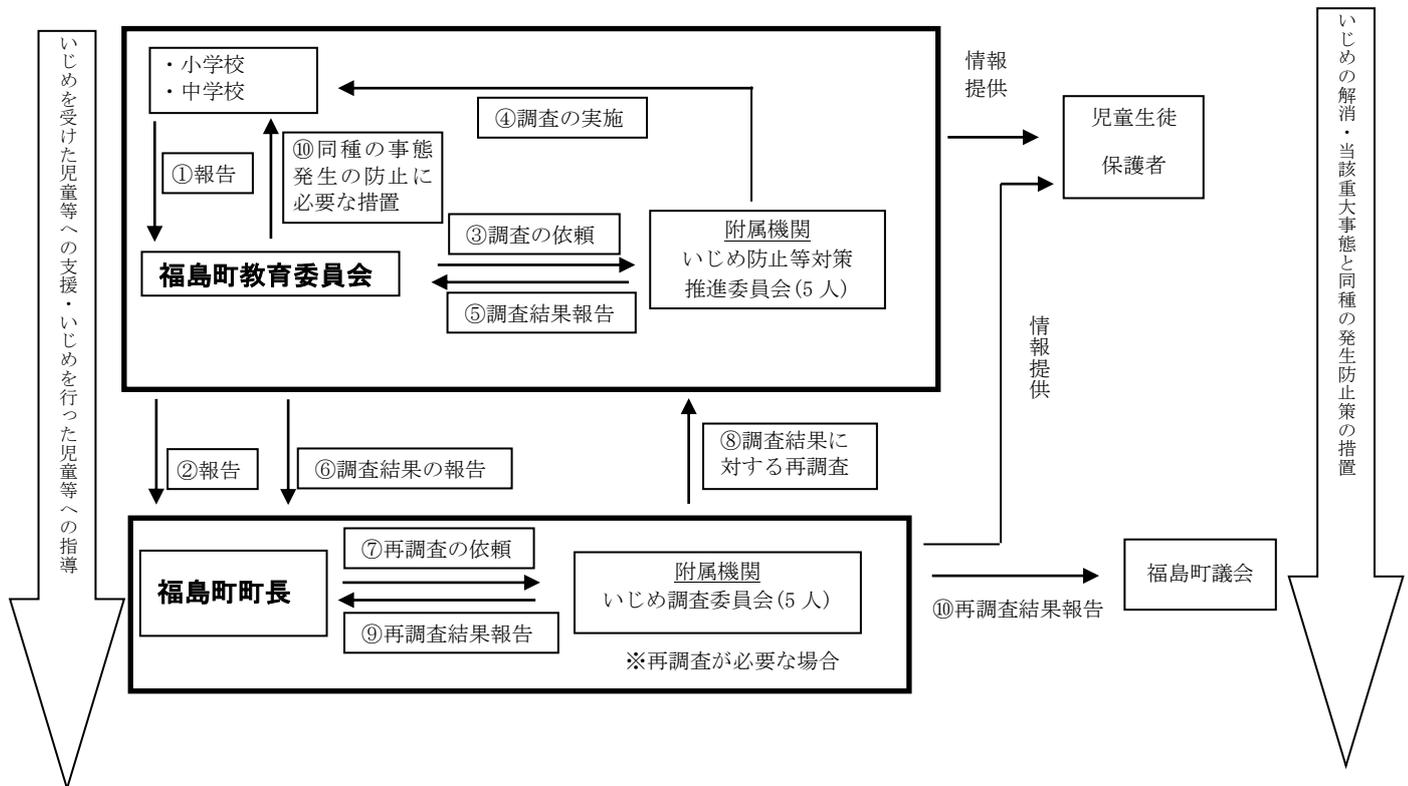
4 重大事態への対処

重大事態が発生した場合には、速やかに対処するとともに、事実関係を明確にする調査を行い、同種の事態の発生防止に努めます。

(1) 学校等における対処

条例第5章では、重大事態への対処について規定しており、調査及び報告の記載内容を以下に図示します。

ア 重大事態の発生と報告・調査等フロー



- ① 調査は、事実関係を明らかにするために行います。
「事実関係を明らかにする」とは、重大事態に至る要因となったいじめが、いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景・事情や児童等の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対処したかなどの事実関係を、可能な限り明確にすることです。
- ② この調査は、民事・刑事上の責任追及など、訴訟等への対応を直接の目的とするものではなく、学校や教育委員会が重大事態の解決を目指し、事実に向き合うことと、同種の事態の発生防止を図るものです。
- ③ 学校や教育委員会は、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組めます。

イ その他

重大事態とは、法第28条に規定されているとおり、①いじめにより児童等の

生命、心身、財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、②いじめにより児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときです。

①「生命、心身、財産に重大な被害」とは

- ・児童等が自殺を企図した場合（自殺を図った、自殺を図ろうとした場合）
- ・心身に重大な傷害を負った場合
- ・金品等の重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合 などが該当します。

②「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安としますが、児童等が一定期間、連続して欠席しているような場合には、目安にかかわらず、迅速に対応します。

- ・調査の主体を設置者または学校とするかは、学校の設置者の判断によります。
- ・附属機関の構成員については、当該事案の関係者と利害関係のない者によります。

第3 その他いじめの防止等のための対策に関する法律等

いじめ防止等のための対策に関する法律と条例の主要条文について、参考に記載します。

1 いじめ防止対策推進法

(地方いじめ防止基本方針)

第12条 地方公共団体は、いじめ防止基本方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「地方いじめ防止基本方針」という。）を定めるよう努めるものとする。

(学校いじめ防止基本方針)

第13条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

(いじめ問題対策連絡協議会)

第14条 地方公共団体は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。

2 都道府県は、前項のいじめ問題対策連絡協議会を置いた場合には、当該いじめ問題対策連絡協議会におけるいじめの防止等に関係する機関及び団体の連携が当該都道府県の区域内の市町村が設置する学校におけるいじめの防止等に活用されるよう、当該いじめ問題対策連絡協議会と当該市町村の教育委員会との連携を図るために必要な措置を講ずるものとする。

3 前2項の規定を踏まえ、教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため必要があるときは、教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができるものとする。

(学校におけるいじめ防止等のための組織)

第22条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

(出席停止制度の適切な運用等)

第26条 市町村の教育委員会は、いじめを行った児童等の保護者に対して学校教育法第35条第1項（同法第49条において準用する場合を含む。）の規定に基づき当該児童等の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講ずるものとする。

2 福島町いじめ防止等に関する条例

(定義)

第2条 この条例で使われている用語の定義は、次のとおりとする。

「いじめ」とは、児童等に対して、一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じての行為も含む。）であり、対象となつた児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 「学校」とは、町内に所在する学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校や中学校をいう。

3 「児童等」とは、学校に在籍する児童・生徒をいう。

4 「保護者」とは、親権を行う者（いないときは、未成年後見人）をいう。

5 「重大事態」とは、次に掲げる事態をいう。

(1) いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じていること。

(2) いじめにより児童等が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされていること。

(基本理念)

第3条 いじめ防止等の対策は、いじめが全ての児童等に関する問題であることから、いじめの芽はどの児童等にも生じ得るといふ緊張感を持ち、児童等が安心して学習などの活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行わなければならない。

2 いじめ防止等の対策は、全ての児童等がいじめを行わず、他の児童等に対して行われるいじめを認識しながら放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響などの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行わなければならない。

3 いじめ防止等の対策は、いじめを受けた児童等の生命・心身を保護することが最も重要であり、いじめを受けた児童等に非はないとの認識に立ち、学校、家庭、地域住民、行政など、関係者との連携協力の下、社会全体でいじめを克服することを目指して行わなければならない。

(町の責務)

第5条 町は、第3条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、いじめ防止等の対策について、道、関係機関・団体との緊密な連携協力の下、福島町の状況に応じた施策を策定し、実施する責務を有する。

(学校、教職員の責務)

第6条 学校及び教職員は、基本理念にのつとり、児童等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの未然防止、早期発見に取り組むとともに、児童等がいじめを受けていると思われるときは、徹底して守り、いじめの早期解消のため適切、かつ、迅速に対処する責務を有する。

- 2 学校及び教職員は、基本理念にのつとり、教職員の言動が児童等に大きな影響力を持つとの認識の下、児童等一人一人の個性についての理解を深めるとともに、信頼関係の構築に努めなければならない。

(保護者の責務)

第7条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有することから、基本理念にのつとり、自らの言動が保護する児童等に大きな影響力を持つとの認識の下、当該児童等がいじめを行うことのないようにするため、規範意識（生命を大切にし、他人を思いやる心などの基本的な倫理観など）を養うための教育を行うよう努めなければならない。

- 2 保護者は、基本理念にのつとり、保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切にいじめから保護しなければならない。
- 3 保護者は、基本理念にのつとり、町や学校が講ずるいじめ防止等の対策に協力するよう努めるものとする。

(町民、事業者の役割)

第8条 町民及び事業者は、基本理念にのつとり、地域において児童等と触れ合う機会を大切にし、地域全体で見守るとともに、学校、保護者、町などの関係者と連携協力して、健やかに成長できる環境づくりに努めるものとする。

- 2 町民及び事業者は、基本理念にのつとり、いじめが行われている、又はその疑いがあると認めた場合、学校へ通報するなど、町、学校が講ずるいじめ防止等の対策に協力するよう努めるものとする。

(福島町いじめ防止基本方針)

第10条 町は、いじめ防止等の対策に関する基本方針（以下「いじめ防止基本方針」という。）を定めるものとする。

- 2 いじめ防止基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - (1) いじめ防止等の対策の基本的な方向性に関する事項
 - (2) いじめ防止等の対策の内容に関する事項
 - (3) その他いじめ防止等の対策に関する重要事項

- 3 町は、いじめ防止基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 町は、児童等を取り巻く社会情勢の変化等を勘案し、定期的にいじめ防止基本方針の見直しを行い、必要に応じてこれを変更するものとする。

(学校いじめ防止基本方針)

- 第11条 学校は、いじめ防止基本方針を参酌し、実情に応じ、いじめ防止等の対策に関する基本的な方針（以下「学校いじめ防止基本方針」という。）を定めるものとする。
- 2 学校は、学校いじめ防止基本方針を定めるに当たっては、保護者や地域住民の参画を得るとともに、児童等の意見を反映させるように努めるものとする。
 - 3 学校は、学校いじめ防止基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
 - 4 学校は、学校いじめ防止基本方針について定期的に点検を行い、必要に応じてこれを変更するものとする。

(学校におけるいじめ防止)

- 第12条 福島町教育委員会（以下「教育委員会」という。）や学校は、児童等の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことにより、いじめが生まれにくい環境をつくるため、全ての教育活動を通じた道徳教育や体験活動等の充実を図るとともに、いじめの未然防止に資する予防的な指導を推進しなければならない。

(いじめの早期発見のための措置)

- 第13条 教育委員会や学校は、いじめの実態を的確に把握し、早期発見、早期解消を図るため、児童等に対する定期的な調査など、必要な措置を講ずるものとする。
- 2 前項の児童等に対する定期的な調査を行うに当たっては、質問票の使用及び児童等への面談など、適切な方法により行うものとする。
 - 3 第1項に定めるもののほか、教育委員会は、各学校におけるいじめ防止等の取組状況に関する定期的な調査など、必要な措置を講ずるものとする。

(学校評価等における留意事項)

- 第14条 教育委員会は、いじめの事実が隠蔽されず、いじめの実態の把握及びいじめに対する措置が適切に行われるよう、学校及び教職員の評価において、

いじめ防止等の取組評価が適正に行われるようにするために必要な措置を講ずるものとする。

(インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進)

第15条 教育委員会や学校は、児童等及び保護者が、インターネットにより発信される情報の高度の流通性、発信者の匿名性などの特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処することができるよう、児童等に対する情報モラル教育（情報化社会の中で適正に行動するための基となる考え方や態度を養うことなどを目的とする教育）の充実に努めるとともに、保護者に対して、必要な啓発活動を行うものとする。

(啓発活動)

第16条 町は、いじめの実態、いじめが児童等の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじめに係る相談等について必要な広報などの啓発活動を行うものとする。

(学校におけるいじめ防止等対策のための組織)

第17条 学校は、いじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員及び必要に応じて参加する心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者等により構成されるいじめ防止等の対策のための組織を置くものとする。

(いじめに対する措置)

第18条 教職員、教育委員会の事務局職員、児童等の保護者は、いじめに係る相談を受け、その事実があると思われるときは、学校への通報などの適切な措置をとるものとする。

2 学校は、前項の通報を受けたときや児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、いじめの事実の有無の確認を行うための措置を講じ、結果を教育委員会に報告するものとする。

3 学校は、前項の規定によりいじめの事実が確認された場合、いじめを止めさせ及び再発を防止するため、複数の教職員によつて、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者などの関係者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等に対する支援、保護者に対する情報の提供・支援、いじめを行つた児童等に対する指導、その保護者に対する助言を継続的に行うものとする。

4 学校は、前項の場合において必要があると認めるときは、いじめを行つた児童等について、いじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において

学習を行わせる等いじめを受けた児童等やその他の児童等が安心して教育を受けることができるようにするために必要な措置を講ずるものとする。

- 5 学校は、教職員が第3項の規定による支援・指導・助言を行うに当たっては、いじめを受けた児童等の保護者といじめを行つた児童等の保護者との間で争いが起こることのないよう、いじめ事案の円滑な解決を目指して、保護者の理解と協力の下、いじめ事案に係る情報を共有するための必要な措置を講ずるものとする。
- 6 学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、児童等の生命、心身、財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切な援助を求めなければならない。

(教育委員会による措置)

第19条 教育委員会は、前条第2項の規定による通報を受けたときは、必要に応じて、学校に対し支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、又は自ら調査を行うものとする。

(重大事態の発生に係る報告)

第21条 学校は、児童等に重大事態が発生した疑いがあると認める場合、教育委員会を通じて、町長に報告しなければならない。児童等及び保護者から重大事態の発生、又は発生した疑いがあるとの申立てがあつたときも、同様とする。

(教育委員会による対処)

- 第22条 教育委員会は、前条の規定による報告や申し立てを受けたときは、当該重大事態に対処し、同種の発生防止に資するため、速やかに、第25条に定める福島町いじめ防止等対策推進委員会に調査を行わせるものとする。
- 2 福島町いじめ防止等対策推進委員会は、重大事態に係る事実関係を明確にするため、質問票の使用などの適切な方法をとるものとする。
 - 3 教育委員会は、前項の規定による調査が終了したときは、結果を町長に報告するものとする。なお、調査に係るいじめを受けた児童等及び保護者が意見の記載を希望するときは、その書面を添付するものとする。
 - 4 教育委員会は、第1項の規定による調査を行つたときは、児童等及び保護者に対し、事実関係など必要な情報を適切、かつ、迅速に提供するものとする。

5 教育委員会は、第1項の規定による調査の結果を踏まえ、重大事態への対処及び同種の事態の発生防止のために必要な措置を講ずるものとする。

(町長等による対処)

第23条 前条第3項の規定による報告を受けた町長は、重大事態への対処及び同種の事態の発生防止のために必要があると認めるときは、第34条に定める福島町いじめ調査委員会による再調査を行わせるものとする。

2 町長は、前項の再調査が終了したときなど必要があると認めるときは、児童等及び保護者に対し、再調査の結果など必要な情報を適切、かつ、迅速に提供するものとする。

3 町長は、第1項の規定による調査が終了したときは、その結果を議会に報告しなければならない。

4 町長や教育委員会は、第1項の規定による再調査の結果を踏まえ、自らの権限、責任において、重大事態への対処、同種の事態の発生防止のために必要な措置を講ずるものとする。

(設置)

第24条 町は、福島町におけるいじめ防止等に関する機関・団体の連携を図るため、いじめ防止対策推進法第14条第1項の規定により、町長又は教育委員会の事務部局、北海道警察、学校などの関係者により構成される福島町いじめ問題対策連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）を置く。

2 前項に定めるもののほか、連絡協議会の組織・運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(設置)

第25条 福島町におけるいじめ防止等対策の推進を図るため、教育委員会の附属機関として、福島町いじめ防止等対策推進委員会（以下「推進委員会」という。）を置く。

(設置)

第34条 第23条第1項の規定による再調査など、この条例の規定によりその権限に属させられた事務を行うため、町長の附属機関として、福島町いじめ調査委員会（以下「調査委員会」という。）を置くことができる。